

富山県内企業の皆様へ

学校法人北日本自動車学校
理事長 青柳 恵介

ドローン国家ライセンス説明会のご案内

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

弊校北日本自動車学校は、富山市で自動車運転教習業務と富山ドローンスクールを運営しております。国家資格のドローン操縦士資格(一等・二等)制度が2025年12月で3年経過することから、JUIDA等民間資格による飛行許可申請の軽減措置が廃止されるなど今後国家資格前提の法制度に変わっていくことが予想されます。そんな中、今回ドローン国家ライセンス説明会を開催する事となった次第です。これからドローン操縦資格取得をお考えの方、民間資格のみ保有の方など皆様のご参加お待ちしております。よろしくお願い申し上げます。

記

「ドローン国家ライセンス説明会」

開催日時 :	①令和8年1月9日(金)	18:30~20:00
	②令和8年1月23日(金)	18:30~20:00
	③令和8年2月13日(金)	18:30~20:00

* 日程・お時間等が合わない場合は、個別申込みも承ります。

場所 :	学校法人北日本自動車学校	富山市五福4186
------	--------------	-----------

説明会 :	・航空法等の飛行ルール解説
	・無人航空機操縦者技能証明書について
	・ドローンスクール実施内容等

参加申込方法: [富山ドローンスクール ホームページ\(無料説明会\)から申込をお願いします。](#)

お問合せ先: 富山ドローンスクール 080-6365-1741
メールアドレス info@toyama-drone.com

〈ご参考まで〉

- (1)弊校は富山市様と令和2年1月に「ドローン利活用による地域活性化を目的とした連携に関する協定」を締結、これまでの卒業生は述べ400名以上、うち150名の方が国家資格二等無人航空機操縦士資格者証明書を取得されました。
- (2)国土交通省はドローン操縦士の国家資格として無人航空機操縦士資格(一等と二等)を、令和4年12月制定。現在は国家資格(一等と二等)と民間資格(JUIDA等)が並行運用されていますが、本年12月から国土交通省への飛行許可・承認手続において民間資格での簡略化申請ができなくなります。
- (3)航空法において、国土交通大臣の許可や承認が必要となる空域及び飛行方法(特定飛行)を行う場合には、基本的に飛行許可・承認手続きが必要ですが、ドローン操縦の国家資格保有者であれば不要になる場合があります。
- (4)立入管理措置を実施しない目視外飛行(レベル3.5)、第三者上空等(レベル4)の飛行申請には、一等又は二等の資格保有者であることが必要です。

学校法人北日本自動車学校・富山ドローンスクール
●一等・二等無人航空機操縦士登録講習機関
北日本自動車学校事務所コード:T0084001